

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

＜平成29年12月26日 閣議決定＞

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成30年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

平成29年の地方からの提案に関する対応状況

(件数)

分類 年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかつ たもの d	合計 e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
	H26	263	78	341	194	535
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%

平成29年の主な案件

1. 地方創生・まちづくり —魅力ある地域の創造—

【交通】

- ・地域公共交通に係る制度・運用の見直し(地域公共交通会議等の運営円滑化、タクシーによる貨客混載、実証運行期間の緩和等)
- ・駐車場出入口設置に係る規制緩和

【文化・観光】

- ・文化財保護を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする規制緩和(公立博物館も同様の検討)
- ・観光地等における安全な無人航空機利用の確保

【土地利用】

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等
- ・国定公園内の既存施設の業態変更の取扱いに関する検討
- ・公拡法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進

2. 人づくり・医療・福祉 —地域の実情に応じたサービスの提供—

【地域の創意工夫によるサービス充実・待機児童の解消】

- ・放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等
- ・保育所等の面積基準の見直し
- ・家庭的保育事業等の要件緩和(連携施設の要件緩和等)

【子育て支援サービス等の普及拡大】

- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施要件の見直し
- ・学校給食におけるコンビニ納付の実施
- ・奨学金「地方創生枠」の採用対象の拡大

【地域における医療・福祉サービスの充実】

- ・無床のへき地診療所における管理者の常勤要件緩和に関する検討
- ・無料低額宿泊事業の届出制の見直しに関する検討

3. 安心・安全 —災害時の被災地支援の拡充—

【災害対策の強化】

- ・被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村が一体となって被災市区町村への支援を行うことの明確化
- ・地方公共団体等が災害ボランティアツアーを実施する場合における旅行業登録を不要とする見直し

【被災者支援の拡充】

- ・罹災証明制度の見直し
- ・災害援護資金の貸付利率に市区町村の裁量を認める見直し

4. 地方分権改革の取組強化等 —国・地方の役割分担—

【権限の移譲】

- ・原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業登録等に係る事務権限の移譲(国→都道府県)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲(都道府県→中核市)

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ・競輪に係る開催届
- ・不動産鑑定士試験の受験申込

放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討

○提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

○提案事項

放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し

○平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)

放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。